



2026年2月27日

各 位

会 社 名 京阪神ビルディング株式会社
代表者名 代表取締役社長 若林 常夫
(コード番号：8818 東証プライム)
問合せ先 上席執行役員管理統括 堀 貴生
電話番号 (TEL06-6202-7331)

従業員持株会を通じた社員向け株式交付制度の導入に関するお知らせ

当社は、2026年2月27日開催の取締役会において、当社の管理職従業員のうち一定の要件を満たす者（以下「特定管理職」といいます。）に対して、当社の従業員持株会である京阪神ビルディング従業員持株会（以下「本持株会」といいます。）を通じて、当社株式を交付する制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 本制度の導入目的

当社は、2026年4月の組織変更に合わせて本制度を導入することで、特定管理職に対して、中長期的な業績向上に向けて主体的に業務に取り組むことを促すとともに、将来の幹部候補となる人材としての経営参画意識の醸成及び士気向上に繋げるべく、特定管理職が会社の成長を自らの成果として実感できるようにすることを目的としております。また、本制度を通じて、本持株会に対する加入率の向上も期待されます。

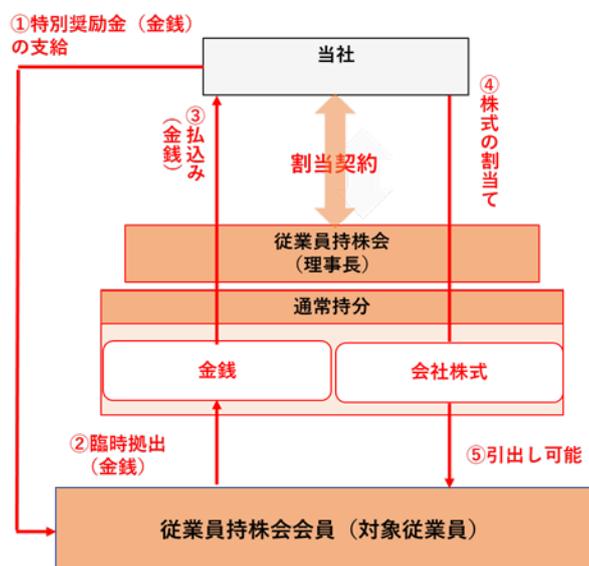
2. 本制度の概要

本制度においては、本持株会に加入する特定管理職であり、かつ本制度に同意する者（以下「対象従業員」といいます。）に対し、本持株会を通じて当社株式の交付を受けるための特別奨励金（現時点では、1人あたり年額約30万円から40万円程度を予定しております。）を支給いたします。対象従業員は、特別奨励金を本持株会に対して拠出することになります。

本持株会は、対象従業員から拠出された特別奨励金を当社に対して払い込むことにより、当社株式の発行又は処分を受けることになります。

なお、本制度の概要については、以下に記載した「(ご参考) 本制度の仕組み」もご参照ください。

(ご参考) 本制度の仕組み



- ① 当社が、対象従業員に対し、特別奨励金を支給する。
- ② 対象従業員が、本持株会に対して、特別奨励金を臨時拠出する。
- ③ 本持株会が、拠出された特別奨励金を用いて、第三者割当について払込みを行う。
- ④ 当社が本持株会に対して当社株式を交付する。
- ⑤ 対象従業員は、本持株会規約に基づき割り当てられた当社株式を個人名義の証券口座に引き出すことができます。

なお、上記②及び③に係る実際の金銭の支払は、当社から本持株会の指定預金口座に対して直接振り込む方法により行います。

以 上